

生活保護法等指定介護機関
休止
届書
廃止

生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下、中国残留邦人等支援法という。)第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定に基づく指定機関も含む。)の規定に基づき 休止 ・ 廃止 しましたので届け出ます。

指 定 関 等 介 護 機 関	番 号	
	名 称（氏名）	
	所在地（住所）	〒
休止・廃止 年月日		年 月 日
休止・廃止 するサービス		
廃止 ・ 休止 の理由		
利 用 者 等 の 措 置 状 況		
再 開 の 見 通 し (休 止 の 場 合)		

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

〒
住 所
申請者
氏 名 ()
() 本人 (代表者) が手書きしない場合は、記名押印してください。

< 注意事項 >

1. この届書の提出先は、事業所の所在地によって変わります。
 - ・ 事業所の所在地が名古屋市内の場合・・・各区役所民生子ども課
 - ・ " が豊橋市内の場合・・・豊橋市役所障害福祉課
 - ・ " が岡崎市内の場合・・・岡崎市役所地域福祉課
 - ・ " が豊田市内の場合・・・豊田市役所生活福祉課
 - ・ " がその他の市町村内の場合・・・愛知県庁地域福祉課まで提出してください。
2. 「廃止届書」を提出する場合は次のとおりです。
 - (1) 指定機関の移転が市区郡を越えたとき
 - (2) 指定機関の建物若しくは設備の相当部分が滅失し、又は損壊したとき
 - (3) 指定機関の譲渡又はその他の原因により開設者が異動したとき
 - (4) 指定機関を廃止したとき
3. 「休止届書」は、指定機関の内容には変動がなく、単にその機能を一時停止する場合に提出してください。
4. 生活保護法等(中国残留邦人等支援法第 14 条 4 項によりその例とされた場合を含む) による利用者がいる場合には、その善後措置につき適切に配慮してください。
5. この書類は、介護機関等が休止され、又は廃止された場合に速やかに提出してください。
6. 休止の場合には、再開後すみやかに「再開届書」を提出してください。
7. 開設者等が「廃止届書」を提出できないときは、その相続人等が「廃止届書」を提出してください。なお、この場合には開設者との続柄を記入してください。

< 記載要領 >

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。
2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
3. 印のところは、不要のものを——で消してください。
4. 指定介護機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
5. 指定介護機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式名称を記載してください。
6. 「利用者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

**生活保護法等指定介護機関
届書
廃止**

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下、中国残留邦人等支援法という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づく指定機関も含む。）の規定に基づき ~~休止~~ ・ 廃止 しましたので届け出ます。

指定 関 等 護 機	番 号	12	・生活保護法等指定通知書に記載の整理番号 ・不明の場合は、介護保険事業者番号	
	名 称（氏名）	〇〇デイサービスセンター		
	所在地（住所）	〒444-1234 岡崎市岡崎町1丁目1番1号		
休止 ・廃止 年月日		令和元年 5月 1日		
休止 ・廃止 するサービス		通所介護		
廃止 ・ 休止 の理由	営業不振のため			
利 用 者 等 の 措 置 状 況	他の介護施設を紹介			
再 開 の 見 通 し （ 休 止 の 場 合 ）				

令和元年 5月 1日

(宛先) 岡崎市長

申請者が法人の場合は、事務所の所在地及び
法人名とその代表者の職・氏名を記入

〒444-1234
住 所 岡崎市岡崎町2丁目2番2号
申請者
氏 名 株式会社〇〇
代表取締役 岡崎 太郎 ()

() 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

生活保護法等指定介護機関
届書
休止
廃止

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下、中国残留邦人等支援法という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づく指定機関も含む。）の規定に基づき 休止・~~廃止~~ しましたので届け出ます。

指定 関 等 護 機	番 号	12	・生活保護法等指定通知書に記載の整理番号 ・不明の場合は、介護保険事業者番号	
	名 称（氏名）	〇〇デイサービスセンター		
	所在地（住所）	〒444-1234 岡崎市岡崎町1丁目1番1号		
休止・ 廃止 年月日		令和元年 5 月 1 日		
休止・ 廃止 するサービス		通所介護		
廃止 ・ 休止 の理由	施設修繕のため			
利 用 者 等 の 措 置 状 況	他の介護施設を紹介			
再 開 の 見 通 し （ 休 止 の 場 合 ）		令和元年 1 1 月 1 日		

令和元年 5 月 1 日
(宛先) 岡崎市長

申請者が法人の場合は、事務所の所在地及び
法人名とその代表者の職・氏名を記入

〒444-1234
住 所 岡崎市岡崎町2丁目2番2号
申請者
氏 名 株式会社〇〇
代表取締役 岡崎 太郎 ()

() 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。